

第1 議会の組織・構成・議員に関する調

1 町村数(表1)

- ・ 調査日の町村数(平成20年7月1日)は、1,004町村(811町、193村)で、平成19年度と比較すると、18町村の減。
- ・ 人口段階別にみると、A区分(2千人未満)では65町村(6.5%)、B区分(2千人以上5千人未満)では163町村(16.2%)、C区分(5千人以上1万人未満)では255町村(25.4%)、D区分(1万人以上2万人未満)では307町村(30.6%)、E区分(2万人以上)では214町村(21.3%)であり、平成19年度と比較すると、C区分及びD区分で町村数が微減。
(地方自治法第91条(以下「法」という)による議員定数の人口区分による。)

表1 町村数

(単位:団体)

年	町村数			人口段階別内訳				
	総計	町	村	A	B	C	D	E
H20	1,004	811	193	65	163	255	307	214
H19	1,022	827	195	65	163	265	315	214
増減	18	16	2	0	0	10	8	0

2 町村人口(表2)

- ・ 1町村あたりの平均人口は、平成17年国勢調査人口では13,127人、平成20年7月1日現在の住民基本台帳人口(以下「住基人口」という)では13,125人。
- ・ 平成19年度と比較すると、1町村あたりの平均住基人口は、30人の減。

表2 町村人口

(単位:人)

年	国勢調査(平成17)		住民基本台帳	
	人口	1町村あたり平均	人口	1町村あたり平均
H20	13,179,809	13,127	13,177,206	13,125
H19	13,363,153	13,075	13,444,045	13,155
増減	183,344	52	266,839	30

3 議員定数・現議員数（表3～4）

- ・ 1町村あたりの議員定数の上限値の平均は19.9人、条例定数の平均は13.6人、上限値と条例定数の差は6.3人。平成19年度と比較すると、条例定数が0.5人の減。（表3）
- ・ 調査時点における現議員数は、13,496人、平成19年度と比較すると、667人の減。（表4）

表3 議員定数

(単位:人)

年	国勢調査人口による上限値		定数	定数差
平成20	合計	19,970	13,668	6,302
	平均	19.9	13.6	6.3
平成19	合計	20,326	14,375	5,951
	平均	19.9	14.1	5.8
増減	合計	356	707	-
	平均	0.0	0.5	-

表4 現議員数

(単位:人)

年	定数	現議員数	人口段階別内訳					欠員数
			A	B	C	D	E	
平成20	13,668	13,496	512	1,608	3,075	4,643	3,658	172
平成19	14,375	14,163	511	1,632	3,313	4,911	3,796	212
増減	707	667	1	24	238	268	138	

4 議員の所属党派・会派・年齢構成・在職年数（表5～8）

- ・ 全国の町村議員の現在数は、13,496人、このうち男性議員は12,451人(92.3%)、女性議員は1,045人(7.7%)。
- ・ 所属党派別で見ると、「無所属」が11,852人(87.8%)と最も多く、次いで「共産党」の905人(6.7%)、「公明党」の479人(3.5%)の順。（表5）
- ・ 会派があるのは179町村(17.8%)、825町村(82.2%)では会派制をとっていない。（表6）
- ・ 年齢構成別では、「60～69歳」が、6,073人(45.0%)と最も多く、次いで「50～59歳」の4,412人(32.7%)、「70～79歳」の1,893人(14.0%)の順となっており、全町村議員の平均年齢は60.9歳、最年長議員は、89歳(満年齢)。（表7）
- ・ 議員の在職年数の区分で最も多いのは、「4年以上8年未満」の3,131(23.2%)、次いで、「4年未満」の3,095人(23.0%)、「8年以上12年未満」の3,054人(22.6%)

の順。

- ・ 男女別では、男性の在職年数の区分で最も多いのは、「4年以上8年未満」の2,839人(22.8%)、次いで「4年未満」の2,826人(22.7%)、「8年以上12年未満」の2,812人(22.6%)の順。
- ・ 女性の在職年数の区分で最も多いのは、「4年以上8年未満」の292人(27.9%)、次いで、「4年未満」の269人(25.7%)、「8年以上12年未満」の242人(23.2%)の順。
- ・ 「40年以上」の長期在職者は30人であり、最長在職期間は48年(端数月数切捨)(表8)

表5 議員の所属党派

(単位:人)

性別	議員数	党派別内訳						
		無所属	自民党	民主党	公明党	共産党	社民党	その他
男性	12,451	11,282	120	60	300	643	39	7
女性	1,045	570	6	13	179	262	6	9
合計	13,496	11,852	126	73	479	905	45	16

表6 会派

(単位:団体)

会 派		合計(町村数)
有	無	
179	825	1,004

表7 議員の年齢構成

(単位:人)

性別	年齢構成							平均年齢(歳)
	25~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上	
男性	11	171	775	3,966	5,674	1,806	48	61.1
女性	1	8	103	446	399	87	1	58.6
合計	12	179	878	4,412	6,073	1,893	49	60.9

表8 議員の在職年数

性別	4年未満	4年以上 8年未満	8年以上 12年未満	12年以上 16年未満	16年以上 20年未満	20年以上 24年未満
男性	2,826	2,839	2,812	1,669	928	582
女性	269	292	242	116	69	30
合計	3,095	3,131	3,054	1,785	997	612

(単位:人)

24年以上 28年未満	28年以上 32年未満	32年以上 40年未満	40年以上	合計
354	196	215	30	12,451
10	9	8	0	1,045
364	205	223	30	13,496

5 議長の任期・所属党派・年齢構成・在職年数(表9～13)

- ・ 議長 1,003 人のうち、男性は 983 人(98.0%)、女性は 20 人(2.0%)であり、欠員は 1 人。(表 9)
- ・ 議長の任期の運用では、法第 103 条第 2 項で規定される法定の「4 年」として
いるのは、545 町村(54.3%)、次いで「2 年」の 355 町村(35.4%)、「1 年」
の 77 町村(7.7%)の順。
- ・ 県内全町村で 4 年の法定のところは 6 道県(北海道、青森県、岩手県、宮城県、
長崎県、沖縄県)。(表 10)
- ・ 議長の所属党派別は、議員の所属党派の割合と同様、「無所属」が 968 人
(96.5%)と圧倒的に多い。(表 11)
- ・ 年齢構成別では、議員の年齢構成同様、「60～69 歳」が 568 人(56.6%)と最
も多く、次いで「50～59 歳」の 223 人(22.2%)、「70～79 歳」の 186 人(18.5%)
となっており、平均年齢は 63.6 歳、最年長議長は 81 歳(満年齢)。(表 12)
- ・ 議長の在職年数で最も多いのは「2 年未満」の 621 人(61.9%)であり、次い
で「2 年以上 4 年未満」の 189 人(18.8%)。(表 13)

表9 議長

(単位:人)

年	町村数	議長数	男女別内訳		欠員数
			男性	女性	
平成20	1,004	1,003	983	20	1
平成19	1,022	1,009	993	16	13
増減	18	6	10	4	12

表10 議長の任期

(単位:団体)

年	町村数	議長任期の運用			
		4年(法定)	2年	1年	その他
平成20	1,004	545	355	77	27
平成19	1,022	550	360	81	31
増減	18	5	5	4	4

表11 議長の所属党派

(単位:人)

性別	議長数	党派別内訳						
		無所属	自民党	民主党	公明党	共産党	社民党	その他
男性	983	955	10	2	14	1	0	1
女性	20	13	0	0	7	0	0	0
合計	1,003	968	10	2	21	1	0	1

表12 議長の年齢構成

(単位:人)

性別	年齢構成							平均年齢(歳)
	25~30歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳以上	
男性	0	3	18	218	555	185	4	63.6
女性	0	0	1	5	13	1	0	61.8
合計	0	3	19	223	568	186	4	63.6

表13 議長の在職年数

(単位:人)

性別	2年未満	2年以上 4年未満	4年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上	合計
男性	601	189	175	18	0	0	983
女性	20	0	0	0	0	0	20
合計	621	189	175	18	0	0	1,003

6 常任委員会の設置・任期（表14～16）

- ・ 常任委員会を設置している町村は992町村（98.8%）であり、未設置は12町村（1.2%）。
- ・ 常任委員会の設置数を比較すると「2委員会」が584町村（設置町村の58.9%）と最も多く、次いで「3委員会」の345町村（設置町村の34.8%）、「1委員会」の32町村（設置町村の3.2%）、「4委員会」の28町村（設置町村の2.8%）の順で、「5委員会以上」は3町村（設置町村の0.3%）。
- ・ 1議会あたりの常任委員会設置数の平均は2.4であり、1委員会の平均定数は6.1人。（表14）
- ・ 平成18年6月の法改正により、常任委員は複数の所属が可能となったが、調査日において、この制度を採用しているのは、常任委員会設置町村のうち12.5%の124町村。また、採用町村の平均委員会数は2.7であり、1委員会の平均定数は6.7人。（表15）
- ・ 常任委員の任期では、「2年」が651町村（設置町村の65.6%）と最も多く、次いで「4年」の281町村（設置町村の28.3%）、「1年」の54町村（設置町村の5.5%）、「その他」の6町村（設置町村の0.6%）の順。（表16）

表14 常任委員会の設置

(単位:団体)

常任委員会 設置町村数	常任委員会設置数別町村数					常任委員会 未設置町村 数	設置数 平均	1委員会 平均定数 (人)
	5委員会 以上	4委員会	3委員会	2委員会	1委員会			
992	3	28	345	584	32	12	2.4	6.1

表15 常任委員の複数所属制の採用

(単位:団体)

常任委員の 複数所属制 採用町村数	委員会数別委員の複数所属制の採用町村数				常任委員の 複数所属制 未採用町村数	採用町村 の平均 委員会数	採用町村 1委員会 平均定数 (人)
	5委員会以上	4委員会	3委員会	2委員会			
124	3	20	45	56	868	2.7	6.7

表16 常任委員の任期

(単位:団体)

常任委員会 設置町村数	常任委員の任期別内訳			
	4年	2年	1年	その他
992	281	651	54	6

7 議会運営委員会の設置・任期(表17~18)

- ・ 議会運営委員会を設置している町村は 979 町村(97.5%)であり、未設置は 25 町村(2.5%)。議会運営委員会の平均定数は 5.6 人。(表17)
- ・ 議会運営委員の任期別内訳は「2年」が 640 町村(設置町村の 65.4%)と最も多く、次いで「4年」の 277 町村(設置町村の 28.3%)、「1年」の 55 町村(設置町村の 5.6%)、「その他」の 7 町村(設置町村 0.7%)の順。(表18)

表17 議会運営委員会の設置

(単位:団体)

議会運営委員会		平均定数 (人)
設置町村数	未設置町村数	
979	25	5.6

表18 議会運営委員の任期

(単位:団体)

議会運営委員会 設置町村数	議会運営委員の任期別内訳			
	4年	2年	1年	その他
979	277	640	55	7

8 特別委員会の設置（表 19）

- ・ 特別委員会を設置している町村は 865 町村（86.2％）であり、未設置は 139 町村（13.8％）。
- ・ 特別委員会の設置数は「2 委員会」が 197 町村（設置町村の 22.8％）と多く、次いで、「3 委員会」の 188 町村（設置町村の 21.7％）、「1 委員会」の 173 町村（設置町村の 20.0％）、「5 委員会以上」の 163 町村（設置町村の 18.8％）、「4 委員会」の 144 町村（設置町村の 16.7％）の順。
- ・ 特別委員会の 1 委員会平均定数は 9.8 人であり、1 議会あたりの設置数の平均は 3.1。

表19 特別委員会の設置

（単位：団体）

特別委員会 設置町村数	特別委員会設置数別内訳					特別委員会 未設置町村数	設置数 平均	1委員会 平均定数 (人)
	5委員会 以上	4委員会	3委員会	2委員会	1委員会			
865	163	144	188	197	173	139	3.1	9.8

9 議長等の委員への就任状況（表 20）

- ・ 議長が常任委員に就任しているのは 677 町村（常任委員会設置町村の 68.2％）、「315 町村（常任委員会設置町村の 31.8％）」では、一たん常任委員となった後、議会の同意を得て辞任。
- ・ 議会運営委員会の委員に議長が就任しているのは 60 町村（議会運営委員会設置町村の 6.1％）、「919 町村（議会運営委員会設置町村の 93.9％）」では就任していない。
- ・ 副議長は、425 町村（議会運営委員会設置町村の 43.4％）で議会運営委員に就任している。

表20 議長等の委員への就任状況

（単位：団体）

就任状況等	常任委員会	議会運営委員会	
	議長	議長	副議長
就任している	677	60	425
辞任している 就任していない	315	919	554

10 議会事務局の設置・議会事務局職員の状況・議会事務局長（書記長）の在職年数（表 21～23）

- ・ 法第 138 条第 2 項により町村の議会事務局は条例で設置できるようになっており、事務局を設置しているのは 996 町村（99.2%）、未設置は 8 町村（0.8%）
- ・ 議会事務局職員の条例定数の平均は 2.6 人である。（表 21）
- ・ 全町村における議会事務局職員の現在数は 2,510 人であり、1 議会あたりの平均職員数は 2.5 人。このうち、議会事務局設置町村の職員の現在数は 2,497 人であり、うち専任は 1,993 人（議会事務局設置町村における職員数の 79.8%）、兼任は 504 人（議会事務局設置町村における職員数の 20.2%）。（表 22）
- ・ 議会事務局長（書記長）の現在数は 995 人であり、在職年数別では「1 年以上 3 年未満」が 392 人（39.4%）と最も多く、次いで「1 年未満」の 325 人（32.6%）の順、3 年未満の議会事務局長（書記長）の割合が約 7 割と高い。（表 23）

表 21 議会事務局の設置

（単位：団体）

議会事務局		条例定数平均 (人)
設置町村数	未設置町村数	
996	8	2.6

表 22 議会事務局職員の状況

（単位：人）

設置 / 未設置	町村数 (団体)	議会事務局職員						1 議会 平均
		事務局長・書記長		職員・書記等		合計		
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	
設置	996	829	161	1,164	343	1,993	504	2.5
		990		1,507		2,497		
未設置	8	0	5	0	8	0	13	1.6
		5		8		13		
合計	1,004	829	166	1,164	351	1,993	517	2.5
		995		1,515		2,510		

表23 議会事務局長(書記長)の在職年数

(単位:人)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
専任	278	320	130	90	11	829
兼任	47	72	29	17	1	166
合計	325	392	159	107	12	995

11 議会図書室(表24)

- ・ 議会図書室は、法第100条第18項で設置が義務付けられており同条第16項及び第17項により、官報、公報及び政府刊行物を保管すること、さらに同条第19項で一般にも利用させることができると規定している。
- ・ 調査日時点で一般にも利用可能な形式で図書室を設置しているのは、431町村(42.9%)、573町村(57.1%)ではそのような形式で設置していない。

表24 議会図書室の設置

(単位:団体)

議会図書室	
設置している	設置していない
431	573

12 議会費(平成20年度当初予算)(表25)

- ・ 平成20年度当初予算額の1町村あたり議会費の全国平均は、79,281千円、一般会計歳出総額5,625,064千円に占める割合は、1.4%。
- ・ 議会費のうち主なもの(全国平均)は、報酬36,711千円、給料9,646千円、職員手当等17,516千円、共済費8,565千円、旅費1,947千円、負担金・補助及び交付金1,518千円。
- ・ 一般会計に占める議会費の割合は、人口規模が大きくなるに従い、低くなっている。

表25 議会費(平成20年度当初予算)

(単位:千円)

費目	全国平均	人口段階区分別平均				
		A	B	C	D	E
報酬	36,711	16,365	22,437	30,708	41,592	53,912
給料	9,646	3,776	6,647	8,577	10,601	13,618
職員手当等	17,516	6,964	10,848	14,362	19,576	26,601
共済費	8,565	3,723	5,354	7,447	9,623	12,295
報償費	20	7	9	12	30	28
旅費	1,947	1,198	1,517	1,760	2,039	2,593
交際費	364	233	290	292	405	490
需用費	1,367	452	804	1,064	1,515	2,220
役務費	222	75	117	156	254	379
委託料	854	253	424	564	960	1,555
使用料等	216	123	128	150	236	362
備品購入費	69	26	104	38	38	136
負担金・補助金・ 交付金	1,518	614	838	1,132	1,721	2,479
その他	267	179	328	277	235	281
議会費合計(A)	79,281	33,987	49,844	66,540	88,825	116,950
一般会計 歳入合計(B)	5,625,064	1,703,728	2,956,768	4,253,033	6,461,383	9,283,651
(A) / (B) × 100 (%)	1.4	2.0	1.7	1.6	1.4	1.3

13 議員報酬・委員長報酬・監査委員報酬・特別職報酬等審議会(表26~30)

- ・ 議員報酬月額全国平均は、議長が286,437円、副議長231,550円、議員210,174円、町村長の給料は676,509円。
- ・ 平成19年度と比較すると、議長は576円、副議長は256円、議員は278円のそれぞれ減。
- ・ 人口段階別では、今回の調査ではE区分(2万人以上)とA区分(2千人未満)では、議長で111,443円、副議長で100,764円、議員で96,175円の差がある。議員報酬の町村長給料に対する割合は、全国平均で、議長は42.3%、副議長は34.2%、議員は31.1%である。(表26)
- ・ 福島県矢祭町については、議員報酬の日額報酬制(日額30,000円)を採用。
- ・ 減額条例があるのは、議長・議員ともに176町村(17.6%)。(表27)

- ・ 委員長報酬を支給している町村は、常任委員長が 538 町村（設置町村の 54.2 %） 議会運営委員長が 493 町村（設置町村の 50.4%） 全国平均報酬月額、常任委員長 211,073 円、議会運営委員長 211,710 円である。
- ・ 委員長報酬について、条例で特に規定していない町村（この場合、議員報酬月額で計算）も含めた全国平均は、常任委員長で 215,749 円、議会運営委員長で 216,227 円。（表 28）
- ・ 監査委員報酬の支給方法は、「議員選出」の場合、年額支給は 417 町村（41.5 %） 月額支給は 373 町村（37.2%） 日額支給は 214 町村（21.3%） 「識見を有する者」の場合、年額支給は 414 町村（41.3%） 月額支給は 391 町村（38.9%） 日額支給は 199 町村（19.8%）
- ・ 監査委員報酬の全国平均は、「議員選出」の場合、年額 191,769 円、月額 31,902 円、日額 7,439 円であり、「識見を有する者」の場合、年額 262,765 円、月額 46,709 円、日額 8,495 円。これを全て月額換算した場合は、「議員選出」の場合、66,055 円、「識見を有する者」の場合、77,734 円。（表 29）
- ・ 特別職報酬等審議会を設置しているのは、821 町村（81.8%）。（表 30）

表 26 議員報酬

(単位:円)

職名	平均報酬月額	人口段階別平均報酬月額				
		A	B	C	D	E
議長	286,437	223,058	247,942	273,752	297,328	334,501
副議長	231,550	174,705	196,981	220,274	240,691	275,469
議員	210,174	157,082	174,716	198,474	219,927	253,257
常任委員長	215,749	162,019	179,005	204,297	224,377	258,587
議会運営委員長	216,227	167,052	178,158	203,953	224,208	258,419
(参考) 町村長給料	676,509	590,663	635,024	660,502	687,416	737,607

表27 議員報酬等の減額条例

(単位:団体)

職名	有	人口段階別内訳					無
		A	B	C	D	E	
議長	176	10	40	52	50	24	828
副議長	175	10	40	51	50	24	829
議員	176	10	40	52	50	24	828
常任 委員長	133	8	33	36	39	17	859
議会運営 委員長	127	7	32	34	37	17	852
(参考) 町村長 給料	478	30	72	116	161	99	526

表28 委員長報酬

(単位:円)

職名	報酬条例 制定町村数 (団体)	報酬条例制定町村 の平均報酬月額	全国平均 報酬月額	差額
常任 委員長	538	211,073	215,749	4,676
議会運営 委員長	493	211,710	216,227	4,517

表29 監査委員報酬

(単位:円)

支給方法	議員選出		識見を有する者	
	町村数	平均報酬額	町村数	平均報酬額
年額	417	191,769	414	262,765
月額	373	31,902	391	46,709
日額	214	7,439	199	8,495
合計 (月額換算)	1,004	66,055	1,004	77,734

表30 特別職報酬等審議会の設置

(単位:団体)

特別職報酬等審議会		合計
設置町村数	未設置町村数	
821	183	1,004

14 費用弁償・期末手当(表31~35)

- ・ 費用弁償(日当)を支給している町村は、対象別では、「本会議」出席が267町村(19年度比4.2ポイント減の26.6%)、「委員会」出席が298町村(19年度比4.2ポイント減の29.7%)。(表31)
- ・ 費用弁償の平均支給額は、「本会議」出席が1,496円、「委員会」出席が1,545円。(表32)
- ・ 期末手当は、「12月」支給が998町村(99.4%)で平均支給率は186/100、「6月」支給が988町村(98.4%)で平均支給率は166/100、年間平均支給率は352/100。(表33・34)
- ・ 期末手当の加算措置を行っているのは858町村(85.5%)、加算割合は「15~20%」が432町村(加算町村の50.3%)と最も多く、次いで「10~15%」の143町村(加算町村の16.7%)、「20~25%」の142町村(加算町村の16.6%)の順。(表35)

表31 費用弁償(日当)の支給町村数

(単位:団体)

区分	支給町村数 不支給町村数	人口段階別内訳				
		A	B	C	D	E
本会議	267	13	24	64	88	78
	737	52	139	191	219	136
委員会	298	12	25	71	107	83
	706	53	138	184	200	131

表32 費用弁償(日当)の支給額

(単位:円)

区分	平均 支給額	人口段階別平均支給額				
		A	B	C	D	E
本会議	1,496	1,454	1,490	1,416	1,376	1,706
委員会	1,545	1,683	1,470	1,413	1,496	1,723

表33 期末手当の支給町村数

(単位:団体)

支給月	支給町村数	人口段階別内訳				
	不支給町村数	A	B	C	D	E
12月	998	64	161	252	307	214
	6	1	2	3	0	0
6月	988	63	156	250	306	213
	16	2	7	5	1	1

表34 期末手当の支給率

(単位:百分比)

支給月	平均支給率	人口段階別平均支給率				
		A	B	C	D	E
12月	186 / 100	179 / 100	193 / 100	182 / 100	183 / 100	190 / 100
6月	166 / 100	162 / 100	168 / 100	162 / 100	165 / 100	172 / 100

表35 期末手当の加算措置

(単位:団体)

加算町村数	加算割合別内訳						未加算町村数
	5%未満	5~10%	10~15%	15~20%	20~25%	25%以上	
858	9	5	143	432	142	127	146

15 政務調査費(表36~38)

- ・ 政務調査費に関する条例を制定しているのは195町村(19.4%)、そのうち収支報告書への領収書を添付しているのは178町村(91.3%)。(表36)
- ・ 政務調査費の交付対象は、「議員」が100町村(交付町村の51.3%)と最も多く、次いで「会派及び議員」の59町村(交付町村の30.2%)、「会派」の36町村(交付町村の18.5%)。
- ・ 交付方法は、「1年」が125町村(交付町村の64.1%)と最も多く、次いで「半年」の48町村(交付町村の24.6%)、「四半期」が13町村(交付町村の6.7%)、「毎月」が6町村(交付町村の3.1%)の順。(表37)
- ・ 1人あたりの交付額は、月額換算すると、全国平均は9,631円、交付対象は、「議員」が9,113円、「会派」は12,942円、「会派及び議員」は8,489円。(表38)

表36 政務調査費に関する条例の制定

(単位:団体)

条例の制定	
制定している	制定していない
195	809
収支報告書への領収書の添付	
添付している	添付していない
178	17

表37 政務調査費の交付方法

(単位:団体)

交付方法 交付対象	毎月	四半期	半年	1年	その他	合計
議員	5	6	28	60	1	100
会派	0	3	9	24	0	36
会派及び議員	1	4	11	41	2	59
合計	6	13	48	125	3	195

表38 政務調査費の一人あたり交付額月額

(単位:団体)

交付額 交付対象	5000円 未満	5000～ 9999円	10000～ 14999円	15000～ 19999円	20000円 以上	合計	平均 交付額 (円)
議員	14	35	37	4	10	100	9,113
会派	3	14	9	5	5	36	12,942
会派及び議員	13	22	15	2	7	59	8,489
合計	30	71	61	11	22	195	9,631

注) 交付方法が、四半期、半年、1年、その他については、月額に換算している。

16 会議録(表39～41)

- 平成18年6月の法の改正により、会議録については、電磁的記録により調製できることとなったが、本年の調査日において、この方式を採用しているところは無く、全町村の1,004町村が書面により調製。

- ・ 本会議の会議録を「全文記録」により調製しているのは、997 町村（99.3%）で、「要点記録」により調製しているのは、7 町村（0.7%）。そのうち「テープおこし等」による方法が、988 町村（99.1%）、速記者をおいて「速記」により調製している方法が、9 町村（0.9%）。
- ・ 1 会議録の平均調製日数は、定例会で 53.9 日、臨時会で 34.3 日。（表 39）
- ・ 会議録を配付しているのは、955 町村（95.1%）であり、49 町村（4.9%）が配付していない。
- ・ 配付先の内訳をみると、「町村長」や「議員」、「公共施設」が多い。
「町村長」には法第 123 条第 4 項で、会議録の写しを添えて会議の結果を報告することになっているので、必ず配付するようになっており、また、「議員」や「長以外の管理職員」などいわゆる関係者のみに配付する町村が多いが、図書館や公民館などの「公共施設」のように住民がよく利用する場所に配付し、住民の利便に供しているのが 271 町村。（表 40）
- ・ 会議録をホームページ上で公開しているのは、256 町村（25.5%）。
最近では会議録をホームページ上で公開する町村も増えているが、さらに特定のキーワード等で会議録内を検索できる検索機能つきの公開にしているのは、79 町村。（表 41）

表 39 会議録の調製

（単位：団体）

種別	調製形態		調製方法			1 会議録の平均調製日数（日）	
	書面	電磁的記録	全文記録		要点記録	定例会	臨時会
			テープおこし等	速記			
本会議 会議録	1,004	0	988	9	7	53.9	34.3

表 40 会議録の配付

（単位：団体）

種別	配付	配付先（複数選択）						配付せず
		議員	町村長	長以外の管理職員	行政委員会	公共施設	その他	
本会議 会議録	955	324	930	181	19	271	77	49

表41 会議録のホームページ上での公開

(単位:団体)

種別	公開している		公開していない
	検索機能がついている	閲覧のみできる	
本会議会議録	79	177	748

17 委員会・協議会記録(表42~43)

- ・ 委員会記録を作成しているのは、901 町村(89.7%)、協議会記録を作成しているのは591 町村(58.9%)
- ・ 委員会記録の調製方法は、「要点記録」によるが687 町村(委員会記録作成町村の76.3%)と最も多く、次いで「全文記録によるテープおこし等」が210 町村(委員会記録作成町村の23.3%)、「全文記録による速記」が4 町村(委員会記録作成町村の0.4%)という順。
- ・ 協議会記録についても、同様の傾向で、「要点記録」によるが510 町村(協議会記録作成町村の86.3%)と最も多く、次いで「全文記録によるテープおこし等」が79 町村(協議会記録作成町村の13.4%)、「全文記録による速記」が2 町村(協議会記録作成町村の0.3%)という順。(表42)
- ・ 委員会記録は、ホームページ上で公開しているのは25 町村(2.5%)、協議会記録は公開していない。(表43)

表42 委員会・協議会記録の作成

(単位:団体)

種別	作成している 町村数	調製方法による内訳			作成していない 町村数
		全文記録		要点記録	
		テープおこし等	速記		
委員会記録	901	210	4	687	103
協議会記録	591	79	2	510	413

表43 委員会・協議会記録のホームページ上での公開

(単位:団体)

種別	公開している		公開していない
	検索機能がついている	閲覧のみできる	
委員会記録	8	17	979
協議会記録	0	0	1,004